衆議院法務委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月8日(金)、第6回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
 - ・森法務大臣、神田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者) 高木錬太郎君(立国社)、松平浩一君(立国社)、落合貴之君(立国社)、初鹿明博君(立国社)、 日吉雄太君(立国社)、藤野保史君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

高木錬太郎君(立国社)

- (1) 河井前法務大臣の辞任
 - ア 公職選挙法違反の疑いを契機とした河井前法務大臣の辞任に対する森法務大臣の受けとめ
 - イ 台東区が開設した避難所でのホームレスの受入れ拒否事案及び避難所の生活環境の改善について 現場で様々な意見を聞き取ると 10 月 23 日に答弁した河井前法務大臣の現場主義の姿勢を森法務大 臣も引き継ぐか否かの確認
- (2) 選択的夫婦別氏制度の導入
 - ア 本年の参議院選挙の候補者に対する朝日新聞社と東京大学の共同調査のアンケートの「夫婦が望む場合、結婚後の別姓を法律で認めるべきだ」との問いに「どちらとも言えない」と回答した森法 務大臣の真意
 - イ 平成8年の選択的夫婦別氏制度導入が提言された法制審議会の答申以降の経緯についての法務大 臣の所感
 - ウ 第4次男女共同参画基本計画において検討を進めることとされている選択的夫婦別氏制度の導入 に関する法務省の検討状況
 - エ 平成 26 年4月3日の衆議院青少年問題に関する特別委員会において男女共同参画担当大臣として必要があると答弁した「女性がしっかりと社会で活躍できるような制度」の中に夫婦別氏制度は含まれているか否かの確認
- (3) 「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」の「たたかう」という表現が被虐待児童や子育 てに悩んでいる親の心情への配慮に欠けるのではないかとの意見に対する法務大臣の所感
- (4) 人権侵害
 - ア 重度の障害者が就労を希望しているにもかかわらず就労できないことは人権侵害であるとの意見 に対する法務大臣の認識
 - イ 人権擁護局が出している啓発冊子「人権の擁護」の発行者名義を法務省とすべきではないかとの 意見に対する法務省の見解
- (5) 外国人材の受入れ
 - ア 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の中で、行政・生活情報の多言語化、相談体制の 整備についての令和2年度の概算要求額
 - イ 技能実習制度における前職要件の定義
 - ウ 同一人物の技能実習の申請時と特定技能の申請時の履歴書の職歴が食い違っていた場合の対応
 - エ 監理団体による技能実習生の職歴の書き替え疑惑についての報道に対する法務省の認識

松平浩一君(立国社)

- (1) 上場子会社のコーポレート・ガバナンス
 - ア 独立社外取締役についての会社法上の定義の有無
 - イ 会社法上の社外取締役と独立社外取締役の違い

- ウ 会社法上の社外取締役における少数株主の利益保護の役割の有無
- エ 本年6月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を踏ま えて、東京証券取引所において独立社外取締役の親会社からの独立性の要件を更に厳格化する予定 の有無
- オ 経済産業省の実務指針等における独立社外取締役の独立性の更なる強化を踏まえた会社法上の社 外取締役の要件の見直しの必要性についての法務大臣の所見
- カ 少数株主の保護のため、少数株主の過半数の賛成を必要とするいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を社外取締役の選任や解任に導入することについての法務大臣の所見
- キ 親子上場は適法であるか否かの確認
- ク 我が国において支配株主の少数株主に対する忠実義務が会社法上又は判例上認められているか否 かの確認
- ケ 支配株主の少数株主への忠実義務を欧米諸国と同様に我が国でも導入することについての法務大 臣の所見
- コ 平成 26 年の会社法改正の際には見送られた子会社の株主に親会社に対する株主代表訴訟の提起 を認める制度を再度検討する必要性についての法務大臣の所見
- (2) 株主優待制度
 - ア 株主優待制度の会社法上の定義の有無
 - イ 株主優待制度についての法規制やガイドラインの有無
 - ウ 株主優待制度と分配可能額を定めた利益配当制限との関係
 - エ 経営者以外には有害無益と言われる株主優待制度の増加はコーポレート・ガバナンス改革に逆行 するとの指摘に対する法務大臣の見解
 - オ グローバルな株式市場を形成するとの観点からの株主優待制度の今後の在り方についての法務大 臣の所見

落合貴之君 (立国社)

- (1) オウム真理教に対する法務省としての今後の対応方針
- (2) 保護司
 - ア なり手の確保が困難であり、保護観察対象者の抱える問題の複雑多様化による負担の増加など、 保護司制度が限界に来ていることについての法務大臣の認識
 - イ 従来は保護司の自宅で行っていた保護観察対象者の面接が、今後は更生保護サポートセンターで 行うことが原則となっていくことについての法務大臣の見解
 - ウ ボランティアで成り立っている保護司制度が限界を迎えていることについての法務大臣の見解
- (3) 特定技能外国人の受入れ
 - ア 特定技能外国人の受入れに関する施策について、全体の総合調整を行うための司令塔の役割を担 うのは法務大臣であることの確認
 - イ 安価な外国人材の受入れにより、受入れ分野で働く日本人の賃金が上がりづらくなる賃金の上方 硬直性が起きることについての法務大臣の認識
 - ウ 若年無業者や非正規雇用などの国内人材の問題及び日本人労働者の賃金の上方硬直性の問題など を踏まえた上で、外国人材の受入れ数やその賃金についてはより厳格な基準で運用すべきとの意見 に対する法務大臣の見解
- (4) 国民総所得全体に占める家計部分の割合が長期トレンドとして下がっていることに対する内閣府の 認識

初鹿明博君 (立国社)

- (1) フリマアプリ「メルカリ」に出品された「復刻 全国部落調査」
 - ア 出品・落札された3冊の現状
 - イ 今後の同種事案の発生時において確実に回収する必要性
 - ウ フリーマーケット・オークションサイトの運営事業者に対して部落差別を助長するような文書の 出品に係るガイドライン等の策定を求める必要性
 - エ 海外のサイトで閲覧可能となっている状況を解消するためプロバイダーの所在国に対して働き掛けを行う必要性
- (2) 東京入管の収容施設
 - ア カメラによる監視が行われている個室におけるトイレへの仕切りの設置状況
 - イ トイレが監視カメラに映らないように配慮する必要性
- (3) 入管の収容施設における長期収容
 - ア 帰国できない事情がある被収容者を収容し続けることの妥当性
 - イ 治安維持法の下で予防拘禁に付された人数及び予防拘禁の期間が更新された人数
 - ウ 収容期間に上限を設けて更新制とし更新時には裁判所等の第三者を関与させる仕組みを設ける必要性
 - エ 仮放免された後に再収容されるとリセットされる収容期間に関する統計データの算定方法を見直 す必要性
 - オ 経済的困窮による仮放免中の犯罪や逃亡を抑止するため仮放免中の就労を認める必要性

日吉雄太君(立国社)

- (1) 閣僚の辞任
 - ア 一連の閣僚の辞任についての法務大臣の受けとめ
 - イ 有権者に金品等を配る行為及び運動員に法律の規定を上回る報酬を支払う行為についての法務大 臣の見解
 - ウ 法令に違反する行為を議員が行うことについての法務大臣の見解
 - エ 閣僚の辞任について自ら辞任の理由を説明する必要性の有無についての法務大臣の見解
- (2) 大臣就任後のインタビューで語った「困っている人、弱い人を助けるために法がある」の意味
- (3) 平成 24 年の子ども被災者支援法の成立後における原発避難者支援に対する森法務大臣の取組
- (4) 刑事司法制度
 - ア 刑事手続における身柄拘束に批判がある我が国の刑事司法制度についての法務大臣の見解
 - イ 人質司法とも言われるような我が国の刑事司法制度が適正か否かを検討し直す必要性についての 法務大臣の見解
- (5) 法務省の名をかたった架空請求
 - ア 法務省の名をかたった詐欺行為の実態及び手口の把握状況
 - イ 法務省の名をかたった詐欺行為が急増した原因及び被害防止のために行っている啓発の具体的内容
- (6) 外国人労働者、留学生の適正な受入れを図るための運用上の課題及び改善方法

藤野保史君 (共産)

- (1) 法務省に期待される役割についての法務大臣の見解
- (2) 多文化共生社会の実現に向けた総合調整機能において、外国人についても正義の実現を図ることが 求められることの確認
- (3) 令和元年10月21日、法務大臣の私的懇談会である第七次出入国管理政策懇談会の下に前法務大臣 が設置した「収容・送還に関する専門部会」における当該部会の委員、テーマ及び議論の方向性の見

直しの必要性

- (4) 選挙期間中の街宣活動において現政権等へのやじ等を行った者に対する警察の排除行動
 - ア 平成 25 年 6 月 18 日の参議院内閣委員会における森国務大臣(当時)の政治的な活動への参加に ついての答弁の内容
 - イ アの答弁内容についての現在の森法務大臣の認識の変化の有無
 - ウ 第 25 回参議院議員通常選挙期間中の令和元年 7 月 15 日、北海道札幌市で安倍内閣総理大臣の街 頭演説中にやじを飛ばした者及びプラカードを掲げた者を警察官が強制的に排除した事案の具体的 な内容
 - エ ウの事案後に開催された「市民を排除した問題を考える集会」における当日排除された者は9名であるとの報告が事実であるのかの確認
 - オ 昭和28年2月26日の本会議において、「警察法案」に関し犬養健法務大臣(当時)が趣旨説明で 述べた「政治警察の弊害」の意味
 - カ 既存の政治体制維持や反体制勢力の取締りを行う政治警察の弊害が起きないようにするために警察法第2条第2項が明文化されたとの考えに対する警察庁の見解
 - キ ウの事案中、現政治体制を応援するプラカードを掲げた者は排除せず、当該体制を批判するやじ 等を排除した理由
 - ク ウの事案において警察官が行った排除行動の法的根拠
 - ケ 北海道警察におけるウの事案の事実確認が4か月もかかっても提出されないことについての警察 庁の評価
 - コ 令和元年6月26日付けの「第25回参議院議員通常選挙における警備諸対策について(通達)」のような通達が国政選挙のたびに発出されていることの確認
 - サ コの通達を根拠に北海道警察が現政治体制を批判するやじ等を排除するような警備をしたとの考えに対する警察庁の見解
 - シ 本日、政府参考人として出席要請をした警察庁警備局長が本委員会に出席していない理由
 - ス 現政権や政権が行っている政策への批判は許さないとする警察の行動は、国民の人権保障の観点 や警察法第2条第2項の「不偏不党」を求める法律の趣旨から看過できないとの考えに対する法務 大臣の見解